

第2 消防用設備の種類等

1 消防用設備の種類

令第7条に定める消防用設備の種類は次の通りである。

(1) 消火設備

① 消火器及び次に掲げる簡易消火用具

ア 水バケツ

イ 水槽

ウ 乾燥砂

エ 膨張ひる石又は膨張真珠岩

② 屋内消火栓設備

③ スプリンクラー設備

④ 水噴霧消火設備

⑤ 泡消火設備

⑥ 不活性ガス消火設備

⑦ ハロゲン化物消火設備

⑧ 粉末消火設備

⑨ 屋外消火栓設備

⑩ 動力消防ポンプ設備

(2) 警報設備

① 自動火災報知設備

② ガス漏れ火災警報設備（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガスの漏れを検知するためのものを除く。）

③ 漏電火災警報器

④ 消防機関へ通報する火災報知設備

⑤ 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備

ア 非常ベル

イ 自動式サイレン

ウ 放送設備

(3) 避難設備

① すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具

② 誘導灯及び誘導標識

(4) 消防用水

防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水

(5) 消火活動上必要な施設

排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備

2 消防用設備等の体系

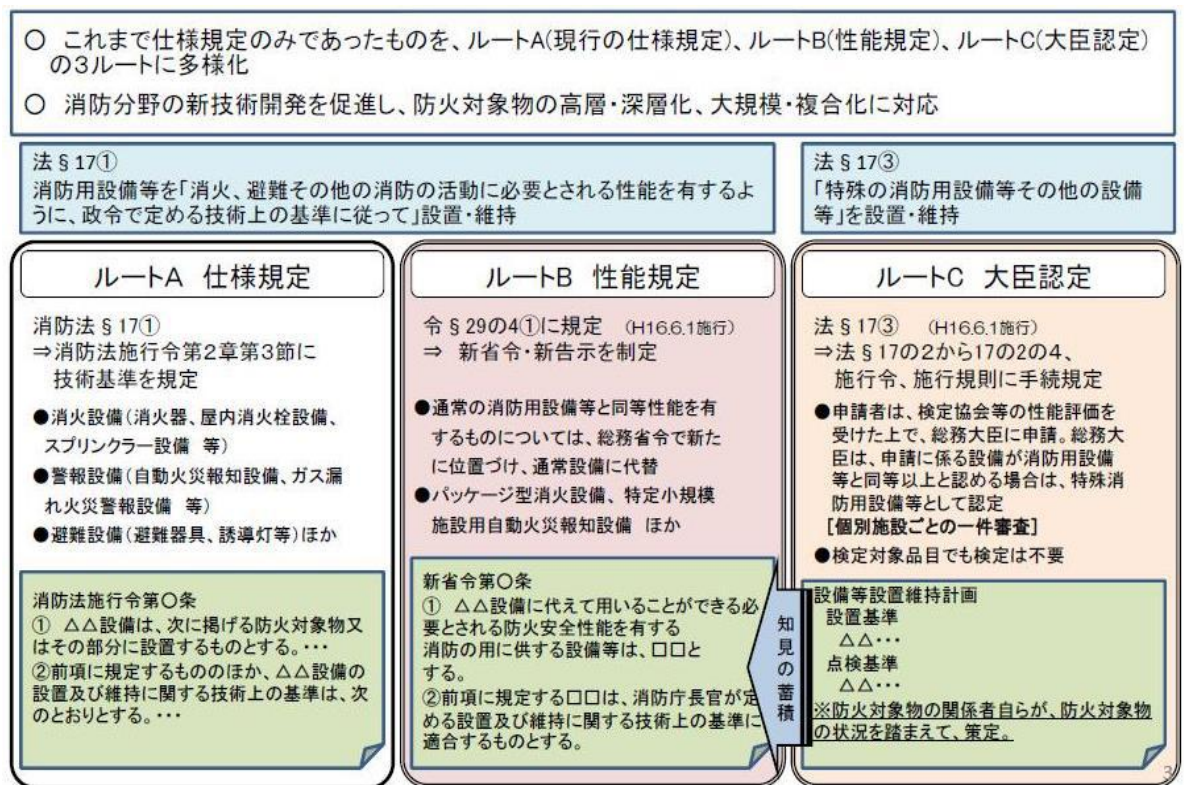
消防分野の新技术開発を促進し、防火対象物の高層・深層化、大規模・複合化に対応するため、従来は仕様規定一本であったものが、平成 15 年の法改正（平成 15 年 6 月 18 日法律第 84 号）により、従来は、令 32 条後段部分の規定に基づき、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を用いることにより、令 32 条の適用が認められてきたものが、今般、令 29 条の 4 に基づき「通常用いられる消防用設備」に代えて、総務省令で定めるところにより、消防長又は消防署長が、必要とされる防火安全性能を有すると認める消防の用に供する設備等（ルート B（性能規定））を用いることができることとし、総務省令で定められていない場合には、法 17 条第 3 項に基づき必要な性能を有する特殊消防用設備等として総務大臣の認定を受けたもの（ルート C（大臣認定））を用いることができることとされ、予想しない特殊の消防用設備等その他の設備については、令 32 条から除外されたため、新たに開発された設備等については、令 32 条の適用ができないものとなった。

このことにより、消防用設備等の体系は、従来の仕様規定をルート A（現行の仕様規定）とし、これまで令第 32 条の適用により設置が認められていたものをルート B（性能規定）、個別の認定により設置されるものをルート C（大臣認定）となり、必要とされる性能基準を設け、維持管理の位置付けが定められた。これにより、消防用設備等の設置体系は 3 つのルートとなり、ルート B（性能規定）については、ルート A（仕様規定）と同様に法第 17 条第 1 項の消防用設備等とされ、ルート C（大臣認定）については、法第 17 条第 3 項により特殊消防用設備と規定された。

なお、ルート C（大臣認定）の特殊消防用設備のうち、一定程度普及し、技術上の知見が蓄積されたものについては、ルート B（性能規定）に移行し、手続きを簡素化し、普及拡大を図ることとされている。

上記により、令 32 条の適用にあつては、従前の「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」、「延焼のおそれが著しく少ないこと」及び「火災等の災害による被害を最少限度に止めることができること」の 3 つの要件を満たすことが必要であったものが、近年、防火対象物の多様化が進むとともに、規制改革等に柔軟に対応する必要性が高まってきたこと等を踏まえ、「火災等の災害による被害を最少限度に止めることができること」が満たされる場合は、「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」又は「延焼のおそれが著しく少ないこと」のいずれかが満たされれば、十分な防火安全対策が確保できるものとして考え、新たに開発された設備等以外の場合においては、主に国からの通知に基づく技術的助言を基として判断し、消防長又は消防署長が令 32 条を適用するものとなったものである。

(参考イメージ図)



(1) ルートA (仕様規定)

法第17条第1項の規定に基づき、令第2章第3節に技術基準が規定されているもの。

(2) ルートB (性能規定)

法第17条第1項の規定に基づき、必要とされる防火安全性能(火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能をいう。)を令第29条の4第1項において規定し、新省令・新告示の制定により、通常の消防用設備等と同等の性能を有するものとして通常の消防用設備等に替えて設置が認められたもの。

(3) ルートC (大臣認定)

法第17条第3項に規定を設け、法第17条の2から第17条の4、令、規則において手続きについて規定し、新たに技術開発された特殊な消防用設備等については、事前に専門性を有する機関が性能評価した上で、個別施設1件ごとに大臣に申請し、消防用設備等と同等以上と認められた場合に特殊消防用設備等として大臣が認定したもの。

法令による基準ではなく、設備等設置維持計画により弾力的に維持管理し、技術開発の促進を図ることとされている。(大臣認定は個別の建築物単位でのみ有効)

(例)・火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム

- ・NFシステム(閉鎖型水噴霧設備)
- ・消火システムNN100-2M(放射時間を延長した窒素ガス消火設備)
- ・複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム

- ・大空間自然給排煙設備
- ・空調配管兼用スプリンクラー設備
- ・誘導音付点滅形誘導灯、先行音効果式、光点滅走行式避難誘導システム

3 省令等によるルートB（性能規定）の消防用設備等

現在、省令等によりルートB（性能規定）の消防用設備等が定められている防火対象物等には、次のようなものがある。

- (1) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）
 - ・パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
- (2) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）
 - ・共同住宅用自動火災報知設備、共同住宅用スプリンクラー設備等
- (3) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）
 - ・特定小規模施設用自動火災報知設備
- (4) 排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成21年総務省令第88号）
 - ・加圧防排煙設備
- (5) 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）
 - ・複合型居住施設用自動火災報知設備
- (6) 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成26年総務省令第23号）
 - ・特定駐車場用泡消火設備

第3 防火対象物の特性

防火対象物は、火災予防行政の主たる対象となるものとして法第2条において定義され、法8条による防火管理については敷地単位、法第17条による消防用設備等については棟単位を原則とし、場合により用途単位や区画単位等で取り扱っている。また、多数の人が出入りするもの、敷地が広大若しくは規模が大きい建築物では、火災が発生した場合、人的・物的に甚大な被害が生じることが十分考えられるため、防火対象物の全般的な危険性を基準上考慮し、令別表第1において用途による区分が設けられている。

この運用基準を適用するに当たり、法第17条の消防用設備等の設置に関しては令6条防火対象物の指定により、令別表第1に規定される防火対象物は用途、面積、収容人員等の差異により必要となる各消防用設備等の有無が変わるため、別添、早見表により項別にその設置基準を示す。

第4 審査基準の適用

1 目的

本審査基準は、法、令、規則及び関係告示の規定に基づき設置される消防用設備等の技術上の基準について、統一的な運用を図るために必要な事項を定めるものである。

2 運用上の留意事項

本審査基準は、法令基準のほか、行政指導事項を定めたものであり、行政指導事項については、防火対象物の安全性の向上のため、規模、用途の特性に応じて相応の効果があるものを指導基準として定めてあるが、関係者等（設計者、施工者等含む。）に義務を課すものではなく、関係者等の理解によって実現されることを前提としなければならない。よって、職員が関係者等に、火災予防、火災被害の軽減を踏まえた安全性向上の必要性や具体策について、十分な説明を行い、関係者等の判断のもと、その理解、協力を得て具現化するものであること。

また、法令基準と指導基準を併合した記述については、法令と知見を、合理的、有機的に作用させるためであるが、指導基準の範囲については前述のとおりである。

3 特例基準の適用

まえがきの記述とおり、通常、消防用設備等の設置については、消防用設備等の技術上の基準により設置するものであり、防火対象物及び周囲の状況等により、技術上の基準によることができない場合に限り特例を適用するものであること。よって、特例の基準は、原則、全ての防火対象物に一律に適用できるものではないこと。

なお、特例を適用しなければならなくなった場合において、本審査基準による特例を適用した場合にあっては、原則、火災予防規則第11条に定める「消防法施行令第32条適用願出書」の提出は必要としないものとするが、防火対象物管理システムにおいて入力するものとする。（別紙、入力例参照）

4 基準の適用

施行日以前において、既存の防火対象物及び新築、増改築等の工事中の建築物については、本審査基準にかかわらず、なお従前の取り扱いによるものとする。

なお、この場合においても本審査基準を適用できる場合にあっては、当該適用に努めるものとする。